

計画相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容、そのほかの選択に資すると認められ重要事項を利用者に対して説明するものです。

1. 事業者

名称	医療法人社団 俊睿会
所在地	埼玉県越谷市大字増森252
電話番号	048-965-1151
代表者氏名	理事長 長根 亜紀子

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成28年12月1日指定 越谷指定1130801150号
事業の目的	障害者総合支援法に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とします。
事業対象とする障害の種類	精神障害者（18歳未満の者を除く）
事業所の名称	相談支援センターつばめ
事業所の所在地	埼玉県越谷市南越谷2丁目3番24号リオ1階A
電話番号	048-960-5115
管理者氏名	相談支援専門員 鈴木 英子 (専任) 兼任)
事業所の運営方針について	利用者の実状に合った的確な情報の提供や相談が受けられるように、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
開設年月	平成28年12月1日

3. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日。ただし、祝祭日、12月29日から1月4日、法人の定める休業日を除く。
受付時間	月曜日～土曜日 9:00～16:30
サービス提供時間帯	月曜日～土曜日 9:00～16:30

4. 職員の体制（主な職員の配置状況）

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者兼相談支援 専門員	1名	名	1名	事業所管理 計画相談員
2. 相談支援専門員	0名	1名	0.5名以上	計画相談支援

5. 事業実施地域

越谷市

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）提供するサービス

■サービス利用支援

事業者は、次の各号に定めるサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族と面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における障害福祉サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス利用計画の原案を作成します。
- ④ サービス利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、サービス利用計画作成に関する必要な支援を行います。

■継続サービス利用支援

事業者は、次の各号に定めるサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させます。

- ① サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、受給者証に定められた期間ごとに利用者の利用事業所又は居宅等において、利用者に面接します。
- ③ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が障害者支援施設等への入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金は、法律の規定に基づいて、当事業所が市町村からサービス利用料金に相当する給付を全額受領（法定代理受領）するため、利用者の自己負担はありません。

②交通費

事業実施地域を超えてサービス提供を行う場合の交通費は、事業実施を超えた地点から目的地までの実費を利用者から徴収します。事業所の自動車を使用したときは、事業所実施地域を超えた地点からの距離に応じて、次の額を徴収するものとします。

- | | |
|--|------|
| (1) 事業実施地域を超えた地点から往復 5キロメートル未満 | 100円 |
| (2) 事業実施地域を超えた地点から往復5キロメートル以上10キロメートル未満 | 200円 |
| (3) 事業実施地域を超えた地点から往復10キロメートル以上15キロメートル未満 | 300円 |
| (4) 事業実施地域を超えた地点から往復15キロメートル以上 | 400円 |

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

■本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

8. 苦情等の受付について

■サービスに対する苦情やご意見などは以下の専用窓口で受け付けます。

受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:30
苦情対応担当者	関口 紀恵
苦情解決責任者	鈴木 英子

■第三者委員

(株)カルディア コーポレーション 代表取締役 木村弘二	住 所：越谷市南越谷 4-13-20 JOYSUMO 第二ビル4階 電 話：048-999-6703 受付時間：月曜日～土曜日 10:00～16:00 (日曜日・年末年始は休みです)
------------------------------------	--

■行政機関その他苦情受付機関

越谷市役所障害福祉課	住 所：越谷市越ヶ谷4-2-1 電 話：048-963-9164 F A X：048-963-9171 受付時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は休みです）
埼玉県運営適正化委員会	住 所：さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 電 話：048-822-1243（相談専用電話） F A X：048-822-1406 受付時間：月曜日から金曜日 9：00～16：00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は休みです）

計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 事業者名 医療法人社団 俊睿会
 住 所 埼玉県越谷市増森252
 代表者 理事長 長根 亜紀子 印

説明者 相談支援専門員 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____
 氏 名 _____ 印

令和2年4月16日改訂
 令和4年9月10日改訂